

矢吹町競争入札心得

(目的)

第1条 矢吹町が発注する工事（測量並びに工事の設計及び工事に関する調査を含む。以下同じ。）又は製造の請負契約（工事用資材の購入契約を含む。）及び物品等の買入れその他による入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）は、法令、入札公告若しくは指名通知書、入札説明書並びに契約方法及び入札の条件に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札に参加するものとする。

(入札保証金)

第2条 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とし、その納付等については、別に定めるところによる。ただし、当該入札に指名される入札参加者のうち、矢吹町財務規則（昭和63年3月1日規則第1号（以下「規則」という。））第124条において準用する第115条の規定に該当する者については、これを免除する。

(入札等)

第3条 入札参加者は、指名通知書、仕様書、特約条項、契約の方法及び入札条件を熟知のうえ入札しなければならない。

2 請負契約の入札参加者については、設計図書等及び現場等を熟知するとともに、請負契約の内工事請負契約の入札参加者については、矢吹町工事請負契約約款（以下「約款」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。

3 入札参加者は、所定の日時、場所に入札参加者本人が出席して入札書を提出することを原則とし、郵便をもって提出することができない。

4 入札参加者は、代理人により入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人（以下、「入札代理人」という。）は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

6 入札参加者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

7 入札参加者又は入札代理人は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

(入札の辞退)

第4条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。また、指定された入札時刻に遅れた入札参加者は、入札を辞退したものとみなす。

2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約権者に直接持参し、又は郵送して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。ただし、入札書同額がある場合には、辞退を認めずくじで行うものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名及び競争入札参加資格の認定等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあつては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(積算内訳書の提出)

第5条の2 町が発注する工事の請負に係る入札を行う場合は、入札参加者は入札書に加えて入札書に記載された入札額に対応した積算内訳書を提出しなければならない。

2 再度の入札においては、積算内訳書の提出を求めない。

3 再度の入札により落札者が決定した場合において、契約締結後に提出する詳細な内訳書については、落札した入札額に応じた内訳書を提出するものとする。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 指名された者が辞退等により、入札参加者が1者以下の場合には、入札を中止とし、その入札は不成立とする。

(無効の入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 競争入札参加資格のない者又は代理権がない者の入札

(2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者の入札

(3) 郵便による入札

(4) 委任状を持参しない代理人の入札

(5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(6) 記名押印を欠く入札

(7) 金額を訂正した入札

(8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判断することができない入札又は後発の入札

(10) 積算内訳書を提出しない者の入札

(11) 入札書と積算内訳書の金額が異なる入札

- (12) 積算内訳書に未記入等の不備があったものの入札
- (13) 明らかに連合によると認められる入札
- (14) その他、町において特に指定した事項に違反した入札

2 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 最低制限価格が設定されている場合において、入札金額が最低制限価格を下回る入札
- (2) 低入札価格調査制度に適用されている場合において、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札
(入札書等の取り扱い)

第8条 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。

- 2 入札参加者が連合若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書等を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。
(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の13に基づき、第167条の10第1項の規定を準用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

- 2 施行令第167条の13に基づき、第167条の10第2項の規定を準用する必要があるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- 3 施行令第167条の13に基づき、第167条の10の2第1項の規定を準用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち価格その他の条件が最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の申し込みに係る価格によっては、施行令第167条の10の2第2項の規定に基づきその者以外の者を落札者とする場合がある。
- 4 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、まず、予備くじ引きを行い順番を決め、次に、本落札者を決めるためのくじ引きを、予備くじ引きで決定した順に行い「落札者決定」ができればその者を落札者とする。なお、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札等)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札（以下「再入札という。）を行う。

- 2 再入札の回数は原則として、3回を限度とする。なお、この限度内において落札者がいないときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約に移行する場合を除き、指名替えなどにより改めて入札を行う。
- 3 最初の入札に参加しなかった者、無効入札をした者及び最低制限価格を設けた競争入札において最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再入札に参加することができない。

(契約保証金等)

第11条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第12条 契約書を作成する場合において、落札者は、契約権者が指示する契約書案に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し関係書類を添えて落札決定の日から起算して10日以内に契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札者はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後、速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。

(異議の申立)

第13条 入札をした者は入札後、第3条第1項に規定する入札の条件等及びこの心得についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(共同企業体に関する事項)

第14条 共同企業体が入札に参加する場合においては、代表者があらかじめ他の構成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、入札に参加しなければならない。

(技術者の配置等)

第15条 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する技術者の設置等については、現場代理人及び主任技術者等通知書により確認することとし、適正な配置がなされていないと判断される場合には、当該契約を解除する。

(補則)

第16条 この心得に疑義がある場合、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。

附 則

この心得は、令和8年4月1日から施行する。